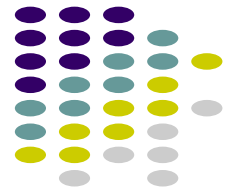


負担限度額認定証にかかる 認定基準・申請方法について

食費・居住費の負担軽減制度（特定入所者介護サービス費）



介護保険施設サービスを利用した場合、サービス費の自己負担分に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

ただし、収入等が低い方のサービス利用が困難にならないよう、住民税が非課税世帯でかつ預貯金等が限度額以下の方は、申請により食費・居住費について、所得に応じた自己負担の限度額が設定されます。



負担限度額認定証の交付対象者の判定の流れ



世帯全員が市町村民税非課税 ※
※配偶者については住民票上別世帯であっても同一世帯とみなします

はい

いいえ

(i) 老齢福祉年金の受給者
生活保護の受給者

合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計

(ii) 80万円以下

(iii) 80万円超120万円以下

(iv) 120万円超

預貯金等の資産が
単身1000万円以下
夫婦2000万円

預貯金等の資産が
単身650万円以下
夫婦1650万円

預貯金等の資産が
単身550万円以下
夫婦1550万円

預貯金等の資産が
単身500万円以下
夫婦1500万円

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

対象
(第1段階)

対象
(第2段階)

対象
(第3段階①)

対象
(第3段階②)

負担限度額証 対象外 (第4段階) 裏面※※

○負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階			居住費等の負担限度額				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
1段階	世帯 全員が 住民税 非課税	老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
2段階		合計所得金額と課税年金収入額 と、非課税年金収入額の合計が 年間80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
3段階 ①		合計所得金額と課税年金収入額 と、非課税年金収入額の合計が年 間80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1000円
3段階 ②		合計所得金額と課税年金収入額 と、非課税年金収入額の合計が 年間120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1360円	1300円

➤ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。
➤ 非課税年金とは、年金保険者からの支払通知書に、遺族・障害・寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児と印字された年金などをいいます。



制度を利用するには申請が必要です

制度の利用には申請が必要です。

➤申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書（本人（及び配偶者）の署名が必要です。）
- ・預貯金等の資産を証明する書類の写し（詳細は下段参照。）

※通帳は必ず記帳してください。受付できない場合があります。

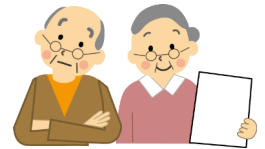
※配偶者がおられる方は、配偶者の同意書、預貯金等を証明する写しも必要です。

- ・負担限度額認定証（更新の方のみ。お手持ちの7月末までのもの。）



預貯金等の範囲とは？

～申請時には通帳等の写しと同意書が必要です（※）～



種類	対象か否か	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	全ての通帳の写し（金融機関名・支店名・名義・口座番号、最終残高含む2ヶ月前までの履歴のわかる部分）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書（現在残高がわかるもの含む）の写し
生命保険・自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

※配偶者がいる場合は、配偶者に係る預貯金等についても添付が必要です。

（夫婦以外の世帯員（子ども等）に係る資産については不要です。）



虚偽の申告に基づき特定施設入所者介護（予防）サービス費の支給を受けた場合は、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

※※第4段階の被保険者については、認定証は交付されず、食費・居住費の軽減はされません。ただし、高齢者夫婦世帯等で、かつ施設入所（ショートステイを除く）に伴い第4段階の食費・居住費を負担した結果、もう一方の配偶者が生計困窮に陥ってしまうような場合は、一定の条件を満たす場合に限って、特例減額措置として食費もしくは居住費、又はその両方を第3段階とし、負担限度額証を交付することができます。

（この措置を受けるには、別途手続きが必要ですので、介護高齢福祉課までご相談ください。）

●問合せ先 伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課介護事業係

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 TEL0595-26-3939